

資料7

令和4年11月16日
障 害 福 祉 部
障 害 施 策 推 進 課

障害者の地域生活支援機能の強化について
(国における地域生活支援拠点等の整備事業)モデル実施
周知・受付状況等について

令和4年10月1日より北沢地域でモデル実施を開始した「緊急時バックアップセンター」の周知・受付・相談対応の状況を以下のとおり報告する。

1 モデル実施開始に向けた周知・報告の状況

令和4年8月22日 ホームページによる周知と登録希望の方の届出の受付開始
9月 5日 福祉保健常任委員会にモデル実施の概要を報告
9月 5日 区内短期入所施設連絡会への情報提供
9月12日 世田谷区障害者福祉団体連絡協議会への情報提供
9月26日 あんしんすこやかセンタースキルアップ会議への情報提供
10月1日 区のおしらせ「せたがや」に案内を掲載

その他 区内消防署、警察署への情報提供
希望のあった相談支援事業所等への説明

2 届出等の受付状況(11月1日現在、当課到達分) 48名

地域	北沢	世田谷	玉川	砧	烏山	合計
届出件数	38	3	3	1	3	48
届出件数のうち、アセスメントを実施した件数	25	2	2	1	2	32
相談・問い合わせ件数	2	0	0	0	0	2

利用者から提出される届出書により利用者の介護状況等を把握することを基本とする
が、緊急時のコーディネートを円滑に実施できるよう、必要に応じて訪問によるアセスメントを実施している。

3 評価・検証について

6か月の試行期間後に全体的な評価・検証を行うことを基本とするが、試行期間中においても、委託事業者(緊急時バックアップセンター)から具体的な相談対応について継続して聞き取り、相談対応の技術向上や関係機関連携での課題整理などを行っていく。

【参考】

1 北沢地域におけるモデル実施の概要

(1) 対象者

65歳未満の障害者又は障害福祉サービス受給者証を所持している方

北沢地域でのモデル実施の期間中は、北沢地域に居住する方及び北沢地域で障害福祉サービスを利用している方を基本としながら、区内の他地域に居住する方からの登録希望についても柔軟に対応する。

(2) 緊急時バックアップセンターの試行開始

障害当事者や家族等からの緊急時の相談に対応するため、24時間体制で、個々の利用者に応じた適切なコーディネートを行う緊急時バックアップセンターの試行を開始した。

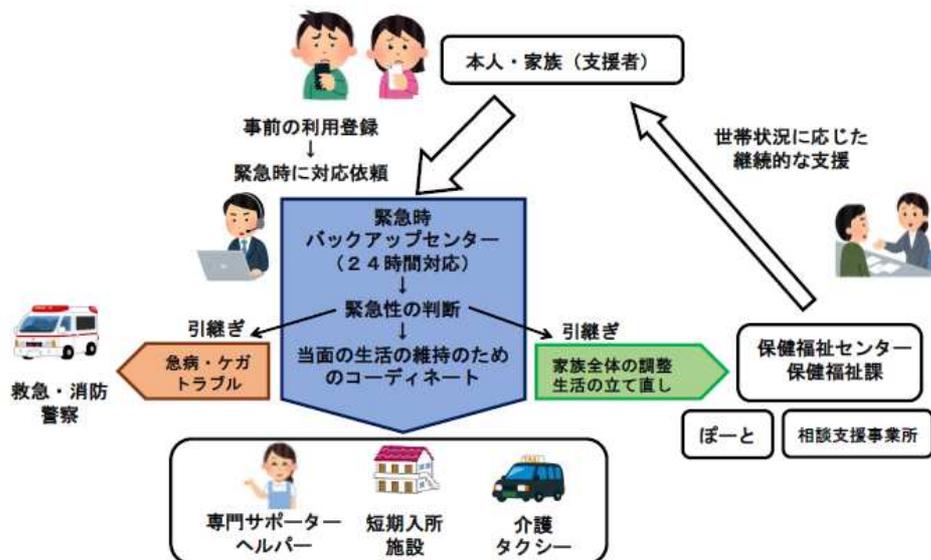
委託先：（社福）せたがや檜の木会 本部内

所在地：世田谷区代田1-29-5 電話：6804-0331

FAX：6804-0371

(3) 専門サポーターの試行開始

個々の障害者の状況により施設利用が困難な障害者に対して、在宅で介護や見守り等のケアを行う専門サポーターの試行を開始した。



2 他の機能の検討について

拠点等整備事業において国が示す、「体験の機会・場」の機能については、区内障害福祉サービス事業者等に協力いただきながら、また、「専門的人材の確保・育成」の機能については、世田谷区立保健センターや世田谷区福祉人材育成・研修センター等との連携も視野に入れながら、それぞれ課題の整理を行い、次期せたがやノーマライゼーションプランに取り組みを反映できるよう、検討を開始する。

また、障害者とその家族の「親なき後」に対応するため、障害者の人権侵害や権利擁護の対応についても、課題を整理して独自の機能として整備する必要があると考えられることから、これらについても併せて検討する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	1月	自立支援協議会（状況報告）
	2月	福祉保健常任委員会（状況報告）
	4月～	試行期間の評価・検証 福祉保健常任委員会（案） 区内全域で展開